

- 収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。
- ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

# 福祉

あなたの経験  
介護のお仕事や地域で生かします



■生活援助サービス従事者研修  
支援が必要な高齢の方の家事支援の仕事をするための研修を行います。

**日時** ①12月10・11日  
②来年1月25・26日  
いずれも9～17時

**場所** ①サービス介護支援センター(西区浜寺元町1丁129-4)  
②ゼロワンネブルハウス(堺区甲斐町西3丁3-11)

**方法** 対面かオンライン

**要申込** ①は11月30日まで、②は来年1月15日までにゼロワンネブルハウス(☎221-2000 FAX221-4011)へ

**問** 長寿支援課  
(☎228-8347 FAX228-8918)

■認知症サポーター  
ステップアップ講座



認知症サポーターのキャラクターロバ隊長

認知症サポーターに必要な知識をさらに深く学びます。

**日時** 11月15日(火)、12月8日(木)  
10～12時

**場所** 堺市総合福祉会館(堺区南瓦町2-1)

**対象** 市内在住・在勤の認知症サポーターで全日程参加できる方

**要申込** 11月11日までに問へ  
先着順

詳しくは市HP(QRコード)参照

**問** 堺市社会福祉協議会  
包括支援センター統括課  
(☎238-3636 FAX238-3639)

## 障害者スポーツ指導員(初級)の養成講習会

指導員に必要な障害に関する知識や注意点などを講習や障害者スポーツの実技を通して学びます。

来年1月15日(日)	9～18時30分
1月22日(日)	9～18時
1月29日(日)	9～16時30分

**場所** 健康福祉プラザ(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)

**対象** ▷来年4月1日時点で、18歳以上の方  
▷全日程参加できる方

**有料** テキスト代など

**要申込** 11月28日までに問へ。抽選  
他のイベントなど詳しくは、同プラザHP(QRコード)参照



**問** 同プラザ  
スポーツセンター  
(☎275-5029 FAX243-4545)

## 障害のある方もない方も「ともいき」に来ませんか

共に生きる障がい者展「ともいき」は障害のある方の社会参加や障害理解を深めるために行います。知的・発達障害と合理的配慮についてのフォーラムや障害のある方による和太鼓やピアノ演奏を開催。緑日やキッチンカーも楽しめます。

**日時** 11月19・20日10～16時

**場所** ビッグ・アイ(泉ヶ丘駅前)

**問** 府民お問合わせセンター  
ピピッとライン  
(☎06-6910-8001  
FAX06-6910-8005)



## 働くことをかなえるために発達障害のある方向けの就労講座

**テーマ** 自分らしく「はたらく」ために大切なこと～支援機関でのサポートについて～

**日程** 12月1～27日

**方法** Zoomで録画配信

**要申込** 11月25日までに問へ



**問** 堺市発達障害者支援センター  
(☎275-8506 FAX275-8507)

# 税金

## 事業所の給与担当者向け 年末調整説明会



**日時** 11月14日(月)14時15分～16時15分

**場所** フェニーチェ堺(堺区翁橋町2丁1-1)

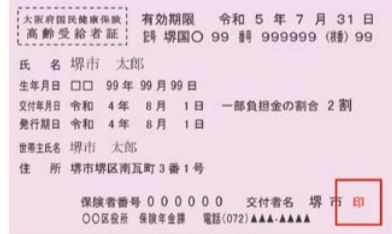
持ち物など詳しくは、堺納税協会HP(QRコード)参照



**問** 堺納税協会(☎223-0501)  
給与支払報告書は  
市民税課 特別徴収係  
(☎231-9755 FAX251-5632)

# 年金・保険

## 国民健康保険に加入の 70歳以上の方へ



※写真は見本です

11月からの新しい被保険者証(上写真=茶色)と7月に送付した高齢受給者証(下写真=赤紫色)と一緒に医療機関に提示してください。マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、マイナンバーカードのみで受診できます。

**問** 区役所保険年金課  
(☎FAX区版1ページ)

## 遺族基礎年金 こんなときは請求を

遺族基礎年金を受け取るためには、次の要件が必要です。

- ▶**受給要件**
- ▷国民年金の被保険者である間に死亡したとき
  - ▷国民年金の被保険者であった60～64歳の方で国内に住んでいる方が死亡したとき
  - ▷老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
  - ▷老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

- ▶**受給対象者**
- 死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族の方が受け取れます。
- ▷子のある配偶者
  - ▷子
    - 子とは18歳になった年度の3月31日までにある子か、20歳未満で障害年金の等級1級か2級の状態にある子です。
    - 死亡当時、胎児であった子も対象となります。
    - ただし、婚姻している子は対象になりません。

年金額など詳しくは、市HP(QRコード)参照



**問** 区役所保険年金課  
(☎FAX区版1ページ)か  
堺東年金事務所  
(☎238-5101)

## 一定の障害のある65歳以上の方 後期高齢者医療制度に加入できます

- 対象** 65～74歳で次の要件のいずれかに該当する方
- ▷身体障害者手帳1～3級と4級の一部
  - ▷療育手帳A判定
  - ▷精神障害者保健福祉手帳1・2級
  - ▷国民年金法などにおける障害年金1・2級
- 要申込** 詳しくは問へ

**問** 区役所保険年金課  
(☎FAX区版1ページ)

